

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

計画策定の背景には、国が平成12年3月策定した『21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）』があり、その計画を受けて県は、平成13年3月に『健康にいがた21』を策定し、21世紀における健康づくり運動を推進してきました。その取組みを積極的に位置づけるものとして平成14年8月に『健康増進法』が制定され、平成15年5月から施行されました。

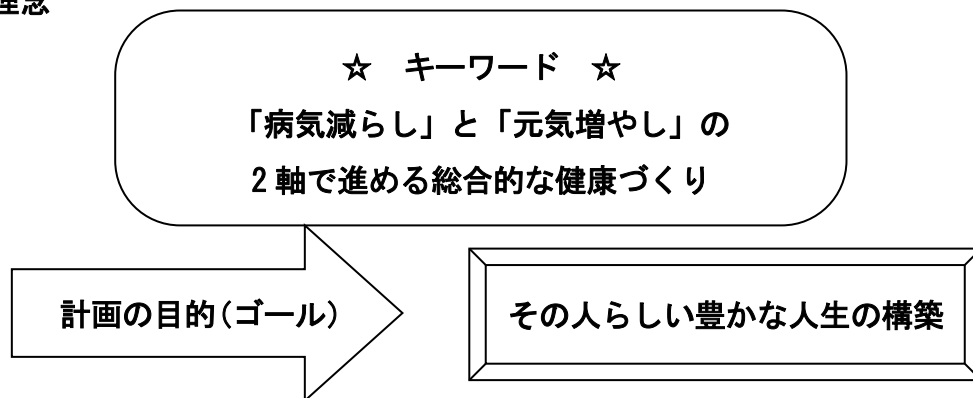
平成17年9月1日に胎内市が誕生し、胎内市総合計画の基本理念である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」にそって、子どもから高齢者まで全ての市民が、疾病予防や悪化を防止し、生きがいやほろいあいをもち、生き生きとした生活を送ることができるまちづくりを目指しています。

平成18年3月、それぞれの旧町村毎で策定した健康増進計画をまとめて、胎内市健康増進計画「健康たいない21」を策定し、市民の健康増進に取り組んできました。この間、平成20年に「健康日本21」の計画の基本的な方針が一部見直され、また、平成20年度に「健康にいがた21」の計画期間の見直しと同実行計画の見直しの改定が行われるなど、新たな計画による取組みが進められました。

当市でも国や県の改定の動きや社会の変化を踏まえ、平成21年3月に計画の一部見直しを行い、さらに平成23年3月には計画を全面的に見直し市民協働による計画策定を行いました。

策定から5年が経過し、国では平成25年度から「第2次健康日本21」が、また県では平成26年度から「第2次健康にいがた21」が策定されました。このような最近の社会情勢や保健事業の変化も踏まえて、このたび、当市の健康づくりの基本理念である「その人らしい豊かな人生の構築」に向かって、市民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを実現するために市民ともに推進する「第2次健康たいない21」を策定するものとします。

2 基本理念

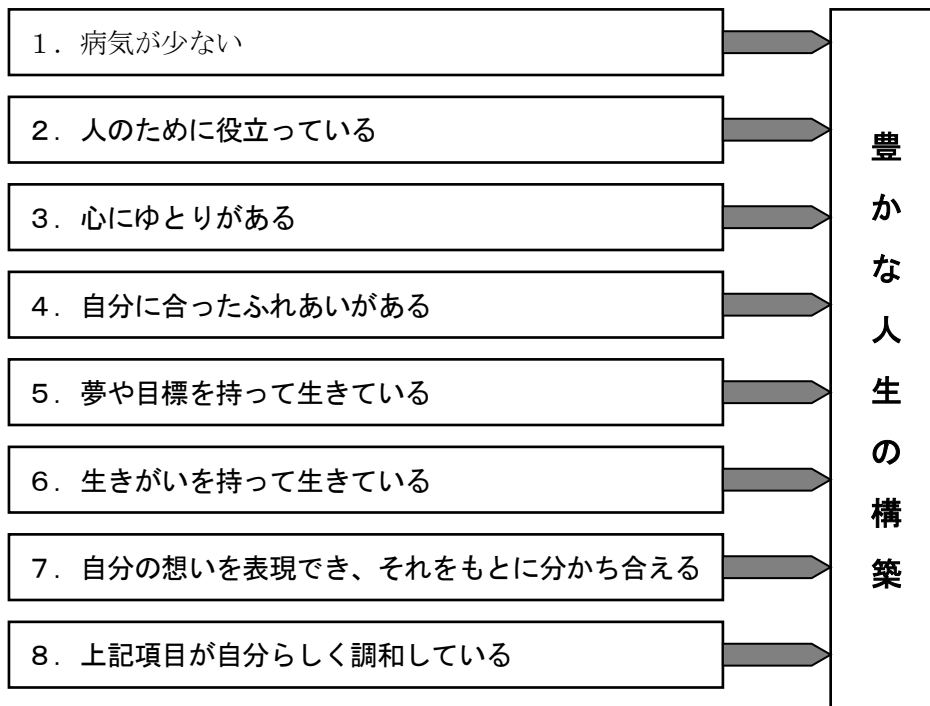


健康は、豊かで幸せな人生を送るための重要な資源です。胎内市では、健康づくりのゴールを「その人らしい豊かな人生の構築」としました。

病気があっても活力にあふれた元気な人がいます。逆に病気がなくても、活力の感じられない人もいます。健康に対するイメージは、病気がないというよりも、明るい・ハツラツとしているといった元気さを感じさせる要素が大きく、「健康」とは、病気などの心身のマイナス要因が少ないことに加え、元気という心身のプラス要因が多いことが大切であり、健康になるための要素には、

《 図1 》の8つの項目があると考えられます。

《 図 1 》

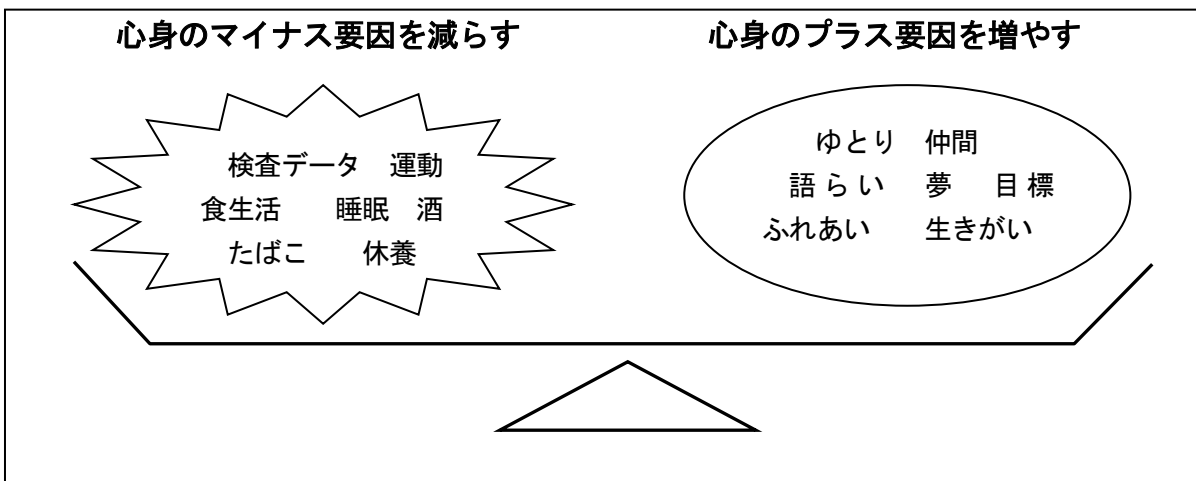


当市の健康づくり事業は、「病気ゼロ」だけを目指とするのではなく、たとえ病気があっても元気に過ごせるように、『心身のマイナス要因を減らす』といった疾病対策と、『心身のプラス要因を増やす』といった元気対策を、その人にあったバランス加減を大切にしている総合的な健康づくり事業を実施していきます。《 図 2 》

疾病対策では検査データの異常、運動不足、不適切な食生活、ストレス、酒、たばこ等の問題をいかに改善するかといった客観的要素が主となるため、健康診断、健康教育、健康相談等を進めていきます。また、気持ちが元気でなければ、自分の問題や病気と向き合うことができないので、健康づくり事業には、元気対策は不可欠です。元気を増やす意識が浸透すれば、結果的に疾病予防事業が発展することにつながります。元気対策には、ゆとり・夢・語らい・ふれあい・仲間・目標・生きがいなどを、その人らしく持ち、生きいきと生活するといった日常生活の中でそれぞれの人がどう感じているかといった主観的な要素が大きいので、地区組織活動に重点をおき、保健事業全体に対して、生きがいやふれあいを増やしていけるような元気づくり活動を進めていきます。

《 図 2 》

健康のためには、その人らしいバランス加減が大切



3 策定の経過

平成 17 年 9 月 1 日の合併により、中条町の「健康なかじょう 21」と黒川村の「黒川村健康保健福祉計画」を基本としながら整理し、胎内市健康増進計画「健康たいない 21」を策定しました。



平成 18 年 12 月、国や県の改正の動きや社会の変化、平成 19 年 4 月の健康日本 21 の中間評価を踏まえ、18 歳以上の無作為抽出の市民 1,200 名を対象に生活習慣に関する調査を実施する。その調査の結果から、平成 19 年 3 月「健康たいない 21 の健康数値目標一覧表」を策定しました。



平成 20 年度に計画の一部見直しを図り、平成 21 年 3 月、健康たいない 21 見直しを策定しました。



平成 21 年 12 月、健康数値目標の評価を行うため、18 歳以上の無作為抽出の市民 1,400 名を対象に生活習慣に関する調査を実施し、平成 22 年度にその調査結果を踏まえ、胎内市健康増進計画「健康たいない 21」（第 1 次計画）を市民協働で策定しました。



平成 26 年 12 月、第 1 次計画の評価を行うため、18 歳以上の無作為抽出の市民 1,400 名を対象に生活習慣に関する調査を実施し、平成 27 年度に調査結果を踏まえ、市民協働による計画策定検討会を開催しながら「第 2 次健康増進計画 健康たいない 21」の計画案を策定し、健康づくり推進協議会で検討しました。

4 計画の位置づけ

1) 次に示す各計画と整合を図ります。

- 胎内市総合計画
- 胎内市歯科保健計画「健口たいないワッハッ歯プラン」
- 胎内市食育推進計画
- 胎内市子ども・子育て支援事業計画
- 胎内市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 胎内市地域福祉計画「地域ちゃぶ台プラン」
- 胎内市障がい福祉計画
- 胎内市特定健康診査等実施計画
- 胎内市国民健康保険保健事業実施計画「データヘルス計画」
- 胎内市男女共同参画プラン 21

2) 健康日本 21 の地方計画です。

3) 第 5 次新潟県地域保健医療計画、「健康にいがた 21（第 2 次）」と整合を図っています。

5 計画の期間

- (1) この計画は、平成 28 年度を始期とし、平成 32 年度を目標年度とする 5 か年計画です。
- (2) 平成 31 年度に市民を対象に再度アンケート調査を実施し、平成 32 年度に評価を行い、計画の見直しを行う予定とします。
- (3) 計画の実施にあたっては、今後の社会的情勢の変化などで、計画の見直が必要になった場合には柔軟に対応します。